



国保証の切替のお知らせ

～国保税を完納していないと切替できません～

現在お持ちの国民健康保険被保険者証は、3月31日で期限が切れます。期限切れのまま医療機関で受診すると、全額自己負担になります。



**3月2日までに
国保税を完納しましたか？**

はい

いいえ

窓口での手続きは不要です。
新しい被保険者証が、3月中旬から下旬にかけて世帯主あてに郵送されます。(簡易書留にて)
※ただし、福祉施設等への入所や修学のために住民登録を町外に移した方の被保険者証は、窓口で切替になります。在園証明書もしくは、在学証明書をご持参ください。

国保税の完納が確認でき次第、新年度の被保険者証を窓口にて交付いたします。
【切替手続き】
期間 3月16日(月)～3月31日(火)(土・日・祝日を除く)
受付時間 8:30～17:00(12:00～13:00を除く)
※窓口での切り替えが必要な世帯には、「きりかえのお知らせ」ハガキを郵送します。詳細はハガキをご確認ください。

【お問い合わせ】 福祉部 福祉保険課 国民健康保険係 ☎098-911-9163

国民健康保険に加入していない方の健診受診券

令和2年度は、下記の方を対象に健診受診券を発行します。

- ★20代30代健診 → 20歳から39歳の男女のうち
- ★子宮頸がん検診 → 20歳以上で偶数年齢の女性のうち
- ★乳がん検診 → 30歳以上で偶数年齢の女性のうち
- ★胃、肺、大腸がん検診 → 40歳以上の男女のうち
- ★歯周疾患検診 → 40歳、50歳、60歳、70歳の男女のうち



職場健診などの受診機会がない方
例えば…
・家族の扶養に入っている方
・仕事に就いているが、職場での健診機会がない方

受診券の送付は3月末を予定しています。職場等で健診の機会があると思われる方には受診券が送付されませんが、加入している健康保険の種別に関係なくどなたでも上記の健診の対象です。受診を希望される方は、健康支援課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 福祉部 健康支援課 保健予防係 ☎098-945-4791

南城市と合同で町税の徴収強化に取り組みます！

市町村税職員の滞納整理の徴収経験や知識を活かし、町税の滞納縮減を図ることを目的として、南城市税務職員1名に西原町職員として併任辞令の交付が2月4日に行われました。市町村間の相互併任は本町初の取り組みで、タイヤロックや搜索、不動産・動産公売等の滞納整理を共同で実施することが可能となるため、税務職員の技術向上と町税の滞納縮減が期待されます。上間明町長は「自主財源の多くを占める税収の確保は市町村共通の課題であるため、南城市との連携を深め、より一層の税収確保に努めてほしい」と激励しました。



住民票の異動(変更)届は14日以内に!

転入届・転居届・世帯変更届

異動した日(新しい住所に住み始めた日)から14日以内に市町村(西原町では町民課)に届け出なければなりません。

転出届

転出する日までに届出をしてください。異動届を別世帯の方が届け出る場合は、本人からの委任状が必要です。

正当な理由がないのに届出をしなかった(遅れた)場合は、簡易裁判所へ通知をして、5万円以下の過料の対象になることがあります。

種類	届出の際に必要なもの	
	個別	共通
転入届 (町内へ引越しをしたとき) 〇〇市 → 西原町へ	◎転出証明書 (前住所地で発行された証明書) ◎通知カード ◎住民基本台帳カード・ 個人番号カード(保有している方のみ) ◎在留カード、特別永住者証明書 (外国人住民の方)	◎届出人の本人確認ができるもの ・運転免許証 ・顔写真付き住民基本台帳カード ・個人番号カード ・パスポート ・在留カード ・健康保険証等 ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)
転出届 (町外へ引越しをするとき) 西原町 → 〇〇市へ		
転居届 (町内で引越しをしたとき) 上原〇〇番地 ↓ 幸地〇〇番地	◎世帯の一部の方が転居する場合は、 本人からの委任状 ◎通知カード ◎住民基本台帳カード・個人番号カード (保有している方のみ) ◎在留カード、特別永住者証明書 (外国人住民の方)	

※一時的な就学(大学等)・就労の場合であっても、1年以上家族のもとを離れて別の場所に住む場合は住民票の異動届が必要です。
※別世帯の方(例 県外に住む家族等)が転入届を出した後に住民票を請求する場合も、本人からの委任状が必要となります。
※ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 総務部 町民課 住民年金係 ☎098-945-5012

相続 遺言 お悩みではありませんか？

～専門家が解決方法をご提案します～
相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。
完全個室の相談ブースを完備していますので
ゆっくりとご相談いただけます。(要予約)



相続・遺言の相談は無料です!

きゃん 司法書士事務所

代表司法書士 喜屋 武 力
与那原町字東浜23番地2 (ローソン与那原東浜店となり)
TEL 882-8177 営業時間 平日AM 9:00～PM 5:30

相続・遺言に関することならこちら → <http://souzokuigon-okinawa.com/>

「相続・遺言おきなわ.com」

